函館地方・家庭裁判所からのお知らせ

そのお悩み、裁判所の 調 停 で解決しませんか ?

▶▶▶ 民事調停 ◀◀◀

貸した **お金を返して**もらいたい

交通事故にあってしまった

お隣の騒音で困っている

▶▶▶ 家事調停 ◀◀◀

離婚したいけれど冷静に話し合えない

養育費をもらいたいけれど 直接交渉するのは難しい

遺産相続について きょうだいでもめている

などなど…

調停とは、裁判所がお互いの言い分を聴いて、 話合いによって問題の解決を図る手続です。



01.

手続が簡単

02.

費用が安い

調停制度発足100周年 広報用キャラクター 「アイアイアイ」



判決と同じ 効果

03.

04. 秘密が守られる



調停について、詳しくは裁判所ウェブサイト (https://www.courts.go.jp/) をご覧ください。



民事調停についてはこちら家事調停についてはこちら▶



または

裁判所 民事調停



で検索!

※お問い合わせ先 函館簡易裁判所(Tel:0138-38-2340)
函館家庭裁判所(Tel:0138-38-2350)